

残余利益分割法に内在する法的問題点 —東京高裁令和4年3月10日判決を素材に—

Legal Problems Included in “Residual Profit Split Method”
—Based on the Tokyo High Court’s Judgement on March 10, 2022—

寺田 暁央*

要約

移転価格税制は、多国籍企業グループ間の取引価格について、非関連者間取引であれば採用されたであろう取引価格、すなわち独立企業価格にて行われたものとみなして所得計算を行う制度である。我が国では昭和61年度税制改正において導入された制度であり、移転価格税制が争点となった事案では、更正金額が数100億円となることもあり、納税者及び国双方が注目する制度である。

本稿でとりあげる残余利益分割法は、1988年アメリカ移転価格白書にて提唱された独立企業間価格算定方法であり、我が国では平成12年度措置法通達において導入され、平成23年度税制改正において法令に定められた。残余利益分割法は、①独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる「基本的利益」の算定と②分割対象利益から基本的利益を控除した残額である「残余利益等」を国外関連取引の当事者が寄与した程度に応じて分割する2段階の計算方法により独立企業間価格を算定する方法である。残余利益分割法は、独立企業間価格の算定にあたり、比較対象取引を見つける必要がなく、また残余利益等を法人及び国外関連者の寄与した程度により分割することから、無形資産取引に関して適用される可能性が高いと考えられる。

残余利益分割法が争われた過去の裁判例等は、独立企業間価格算定方法の内、残余利益分割法を採用するか若しくはその他の算定方法を採用するかという点が主に争われており、残余利益分割法自体の適用における法解釈等が争われる事案は少なかった。本件は、納税者及び国双方が残余利益分割法を採用することについては争っておらず、残余利益分割法の算定方法について争っており、裁判所も残余利益分割法の算定方法に一定の解釈基準を示している。一方で、本件の検討を行った結果、①基本的利益算定のための検証対象法人に求める適格性要件、②残余利益等分割における分割要因、③残余利益等分割における分割指標、④OECD移転価格ガイドラインの法源性、等の残余利益分割法に内在する法的問題点が顕在化した。

上記問題点を検討する上では、我が国法令の検討はもちろん、OECDにおける議論や各国移転価格税制の検討、特にアメリカ移転価格税制の検討が必要であると考えられる。

我が国の移転価格税制はこれまで司法判断があまり行われておらず、移転価格税制の執行は国税庁発遣の通達や事務運営指針等の法令以外を根拠として行われていることが多い。一方

* 青山学院大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程

で、租税法律主義との関係では通達等を根拠とした解釈適用は望ましくなく、一定の基準の下で法解釈が行われるべきである。残余利益分割法は、他の独立企業間価格と比べて2段階で計算を行うことから、より明瞭な適用基準の基で適用されるべきであり、本稿にて指摘した残余利益分割法の法的問題点は今後の研究課題とする。

【目次】

はじめに

I. 事案

1. 事案の概要
2. 前提事実
3. 争点
4. 当事者の主張

II. 判旨

1. 第一審
2. 控訴審

III. 検討

1. 移転価格税制
2. 残余利益分割法
3. 残余利益分割法の法的位置づけ
4. 独自の機能の範囲
5. 基本的利益算定
6. 残余利益等分割
7. OECD 移転価格ガイドライン
8. 残余利益分割法の法的問題点

おわりに

はじめに

移転価格税制は、多国籍企業グループ間の取引価格について、非関連者間取引であれば採用されたであろう取引価格、すなわち独立企業間価格にて行われたものとみなして所得計算を行う制度である。我が国では昭和61年度税制改正において導入された制度であり、移転価格税制が争点となった事案では、更正金額が数100億円となることもあり、納税者及び国双方が注目する制度である。

本稿でとりあげる残余利益分割法は、1988年アメリカ移転価格白書にて提唱された独立企業間価格算定方法であり、我が国では平成12年度措置法通達において導入され、平成23年度税制改正において法令に定められた。残余利益分割法は、①独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる「基本的利益」の算定と②分割対象利益から基本的利益を控除した残額である「残余利益等」を国外関連取引の当事者が寄与した程度に応じて分割する2段階の計算方法により独立企業間価格を算定する方法である。残余利益分

割法は、独立企業間価格の算定にあたり、比較対象取引を見つける必要がなく、また残余利益等を法人及び国外関連者の寄与した程度により分割することから、無形資産取引に関して適用される可能性が高いと考えられる。

残余利益分割法が争われた過去の裁判例等は、独立企業間価格算定方法の内、残余利益分割法を採用するか若しくはその他の算定方法を採用するかという点が主に争われており、残余利益分割法自体の適用における法解釈等が争われる事案は少なかった。本件は、納税者及び国双方が残余利益分割法を採用することについては争っておらず、残余利益分割法の算定方法について争っており、裁判所も残余利益分割法の適用方法に一定の解釈基準を示している。一方で、本件により残余利益分割法に内在する法的問題点が顕在化した点もあるため、本稿では本件の検討を踏まえ、残余利益分割法に内在する法的問題点につき言及する。

I. 事案

1. 事案の概要

セラミックス製品の製造を主たる事業とする内国法人である X（原告、被控訴人、附帯控訴人）は、ディーゼル車用の微粒子除去フィルターの製造に関する特許権やノウハウ等の無形資産を有していた。

X は、ポーランドに、間接子会社である A を設立し、A との間で上記無形資産の使用に関するライセンス契約を締結した（以下、同契約を「本件ライセンス契約」といい、同契約に係る取引を「本件国外関連取引」という）。A は、上記無形資産を使用して本件製品を製造し、これを X の間接子会社であるドイツ法人 B を通じて、ヨーロッパの自動車メーカーに販売した。

X は、平成 19 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの各事業年度（以下、「本件各事業年度」という。）に係る法人税の確定申告に際し、本件国外関連取引の対価であるロイヤルティの額（以下、「本件対価額」という。）を収益の額に算入した。これに対し、昭和税務署長は、本件対価額が、租税特別措置法¹⁾（以下、「措置法」という。）66 条の 4 第 2 項 2 号ロ、租税特別措置法施行令²⁾（以下、「措置法施行令」という。）39 条の 12 第 8 項 1 号に定める方法により算定した独立企業間価格に満たないことを理由に、本件国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなされ、X の本件各事業年度の所得金額に独立企業間価格と本件対価額との差額を加算すべきであるとして、法人税の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分をした。本件は、X が、国である Y（被告、控訴人、被附帯

1) 平成 19 年 3 月期については平成 19 年法律第 6 号による改正前のもの、その余の事業年度については平成 22 年法律第 6 号による改正前のものである。

2) 平成 19 年 3 月期については平成 19 年政令第 92 号による改正前のもの、その余の事業年度については平成 22 年政令第 58 号による改正前のものである。

控訴人)を相手に、これらの処分の全部又は一部の取消しを求めた事案である。

2. 前提事実

- (1) Xは、大正8年に設立された内国法人であり、セラミックス製品一般に事業を展開し、国内外に子会社66社及び関連会社4社を有しており(以下、X並びにその子会社及び関連会社を併せて「Xグループ」という)、Xグループは、ディーゼルエンジンの排ガス浄化処理部品である本件製品等を製造し、自動車メーカーに供給している。
- (2) Aは、Xの間接子会社として平成15年にポーランドに設立された法人であり、発行済株式の95%をXが間接保有していることから、Xとの関係で、措置法66条の4第1項にいう「国外関連者」に該当する。Aの主たる事業はセラミックス事業であり、本件各事業年度においては、その全てが本件製品の製造及び販売であった。
- (3) EU欧州委員会は、EU加盟各国における環境意識の高まりを受けて、平成10年、排ガスを規制する指令を定め、平成12年、乗用車・小型商用車の排ガスに関する規制である「Euro3」を導入し、平成17年、同規制の内容を強化する「Euro4」を導入した。さらに、平成19年6月、これを強化する「Euro5」及び「Euro6」の導入を決定した(以下、Euro3から6までの各規制を総称して「Euro規制」という)。Euro4及びこれに続くEuro5の規制の下では、新型車について、EU加盟国の法令に基づく型式指定により基準を満たすことが確認されない限り、EU加盟国における自動車の販売、新車登録又は利用が保証されないこととなった。Euro規制において重要な対象とされた粒子状物質(Particulate Matter; 以下、「PM」ということがある。)は、肺の深部に侵入し人体に深刻な影響を及ぼすとされている。ディーゼル車は、ガソリン車に比べてPMを多く発生させるところ、EUの自動車市場においてはディーゼル車が占める割合が大きいことから、PMが健康に及ぼす悪影響を防止するために、Euro規制において、PMの排出量について規制することとしたものである。
- (4) EU欧州委員会は、上記の自動車の排ガス規制とは別に、浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Matter [SPM])を規制する指令(以下、「EU大気指令」という。)を定め、平成17年1月、これを施行した。これを受けて、EU加盟国の各政府(又は地方政府)は、それぞれ独自の規制を定めた(以下、EU大気指令を契機とする各国の規制を総称して「各国規制」といい、Euro規制と併せて「Euro規制等」という)。
- (5) 本件製品は、セラミックス製DPFの一種であり、炭化ケイ素(SiC)を原料とするものであり、ディーゼル車に装着され、排ガスを浄化する機能を有する。本件製品をディーゼル車に装着することにより、PMの排出量を抑制することができ、Euro規制の基準を満たすことができる。
- (6) Xは、Euro3が導入された後の平成14年12月頃、ポーランドに工場を立ち上げて本件製品を量産する旨の事業計画を策定し(以下、「本件事業化決定」という)、これ

に基づき、平成 15 年 1 月、A を設立し、A は、本件製品を量産することができる生産設備を整備した（以下、A による生産設備の整備及びこれに係る投資を「本件設備投資」という）。その後、平成 17 年以降に Euro4、5 及び 6 が順次導入されるなどした結果、EU のセラミックス製 DPF 市場（以下、「EU 市場」という。）における需要が急増し、これに伴い、A の売上高も急伸した。本件各事業年度当時、EU 市場におけるマーケットシェアは、D グループ（内国法人 D を頂点とするグループ）と X グループとでほとんどを占めていた。D グループは、フランス及びハンガリーに設立した各社が本件製品の製造を行い、X グループは、ポーランドにおける A が本件製品の製造を行っていた（以下、EU 市場における A 及び D グループ関連会社による寡占状態を「2 社寡占状態」という）。

- (7) A が製造する本件製品は、昭和 60 年にドイツに設立された X の関連会社（発行済株式の 100% を X が間接保有している。）である B に独立企業間価格で販売され、B が、ヨーロッパに所在する自動車メーカーに対し本件製品を販売していた。

3. 争点

本件の主な争点は、本件国外関連取引に係る独立企業間価格の算定（残余利益分割法）に関し、①基本的利益の算定方法（比較対象法人の選定等）の適否（争点①）、②残余利益の分割方法の適否（争点②）、が争われている³⁾。

4. 当事者の主張

(1) X の主張

- ① 基本的利益を算定するための比較対象法人の選定に当たり、Euro 規制等による影響などの市場条件や、大規模な設備投資により多額の減価償却費が生じることとなった A における費用構造等についても考慮されるべきであるのに、これらが考慮されていない本件比較対象法人は、A と比較可能性を有していないことから、Y の主張する基本的利益の算定には誤りがある。
- ② 仮に Y が主張する基本的利益の算定方法に誤りがないとした場合、本件国外関連取引に係る超過利益には、X 及び A が保有する重要な無形資産に起因するもののほか、Euro 規制等の EU 市場の状況や、A による大規模な設備投資など、重要な無形資産以外の要因により生じたものも含まれているというべきであり、そうであるにもかかわらず、Y が残余利益の分割に当たって重要な無形資産の開発に係る X 及び A の各支出額のみを分割要因として考慮すれば足りるとしていることは誤りである。

(2) Y の主張

- ① 本件製品は、X の保有する重要な無形資産なしには製造できない製品であることか

3) X は本件各処分につき、理由付記の不備による違法性を争っていたが、本稿では割愛する。

ら、Euro 規制等による恩恵は、重要な無形資産なしには享受しえないものであり、残余利益において考慮すべきである。また、市場の競争状況の差異については、DPF 市場に参入障壁があるとすれば、それは重要な無形資産を用いて製造される本件製品の優位性によるのであるから、基本的利益の算定において考慮されるべき事柄ではない。残余利益分割法における基本的利益の算定に当たっては、重要な無形資産による影響を取り込んでしまわないことが重要であり、本件各処分について、本件比較対象法人を選定するために採用した抽出基準が、重要な無形資産を有さず、かつ、A の基本的利益に係る利益水準を合理的に推測するに足りるものであるかといった観点から検証されるべきであって、本件抽出基準は十分にこれを満たすものであるから、基本的利益の算定に誤りはない。

- ② 残余利益の配分に当たっては、X 及び A が有する重要な無形資産の相対的な価値の割合を把握すれば足りると考えられること、課税の恣意性を排除し、判断の客観性を担保するためには、客観的に測定可能な要因によるのが相当であることなどを考慮し、重要な無形資産による超過利益の獲得に対する寄与や貢献の程度を推測するに足りるものとして、当該重要な無形資産の開発のために支出された客観的な費用等の額により配分を行うことが合理的である。本件超過利益は、その全部が X 及び A の重要な無形資産に起因して発生したものであり、それ以外の要因による超過利益が発生したとはいえない。仮に、本件において、X 及び A が有する重要な無形資産の影響とは別に、Euro 規制等の要因により得られた超過利益を観念し、かつ、これが残余利益の一部を構成しているとみたとしても、本件において、X の研究開発費と A の部門費を分割要因として用いることが相当である。

II. 判旨

1. 第一審（請求一部認容、一部棄却）

第一審は、X の請求を一部認容、一部棄却した⁴⁾。

① 判断順序

第一審は、争点①及び②の判断の前提として、本件超過利益の発生メカニズムが問題となると指摘し、本件超過利益の発生メカニズムについて検討した。検討結果を踏まえて同メカニズムに関する重要な無形資産以外の要因の位置づけについて検討し、争点①及び②の判断を示した。

4) 東京地判令和2年11月26日税資270号順号13486。評釈に、川端康之「判批」ジュリ1562号（2021年）10頁、辻美枝「判批」ジュリ臨時増刊1570号（2022年）170頁、中村信行「判批」国際商事法務49巻11号（2021年）1391頁、林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報70巻6号（2022年）104頁等がある。

② 本件超過利益の発生メカニズム

「本件国外関連者において高い売上高が生じた要因は、(a) EU において自動車の排ガス規制を強化する Euro 規制が導入されたことなどを契機として、EU 市場におけるセラミックス製 DPF の需要が急増する中で……、(b) A が競争者に先駆けて業界 2 番目という早さで EU 市場に参入し……、(c) EU 市場への参入企業が X を含む先行 2 社しか存在しないという……状況の下で、……後から EU 市場に参入する競争者にとって非常に高い参入障壁が形成されて 2 社寡占状態が継続した結果、Y が EU 市場において高いシェアを維持できたこと……によるものである。また、② A において高い売上高営業利益率が生じた要因は、(a)資本集約度が高い本件製品の生産構造の下で、損益分岐点を大きく超える売上高が得られたことにより、製品 1 個当たりの生産に必要な費用が大幅に減少するという規模の利益が生じたこと……、(c) A が品質不良問題への対策を行った結果、歩留率が改善して生産効率が向上したこと……によるものである〔下線は筆者〕」と判示し、本件超過利益のメカニズムとして、A の高い売上高及び売上高営業利益率が発生した要因を確認した。

③ 重要な無形資産以外の利益発生要因の位置づけ

「残余利益分割法が、重要な無形資産の寄与によって得られた利益についてこれを直接算出する方法を採用していないのは、技術やノウハウ等の無形資産については、それが法人の利益に寄与したといえる場合であってもその独自の価値を絶対的に評価することが困難である一方で、基本的活動により得られる基本的利益については、比較可能性を有する法人（比較対象法人）が類似の取引において通常得ることができる利益を参照して算出することが可能であることから、まず基本的利益を算出してこれを当該法人及び当該国外関連者に配分した上で、分割対象利益から基本的利益を除いた残余利益につき、重要な無形資産の貢献により得られた利益であると捉えて両者に配分するのが、簡明な利益の分割に資するためであると解される。そうすると、残余利益分割法において、比較対象法人が行う類似の取引（基本的活動）は、重要な無形資産を有しない非関連者間の取引であることが前提とされており、したがって、その取引において通常得られる利益である基本的利益も、重要な無形資産の貢献により得られる利益でないことが前提とされているというべきであ〔下線は筆者〕」り、残余利益分割法において重要な無形資産により生じた利益は基本的利益に含まれないことを確認した。

「本件超過利益は、X 及び A が保有する重要な無形資産のほか、EU 市場におけるセラミックス製 DPF の需要の急増や、2 社寡占状態……、資本集約度が高い本件製品の生産構造など、様々な利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって生じたものであるから、本件超過利益をそれぞれの要因ごとに分別し、当該要因のみによって生じた利益の額を算定することは困難である。しかも、そもそも重要な無形資産が存在しなければ A が EU 市場に参入して本件製品を量産すること自体が不可能であったことからすれば、重要な無形資産の影響は本件超過利益の全てに及んでいるものといえる。そうする

と、本件超過利益を重要な無形資産により発生したものとそうでないものとに分別して、重要な無形資産に係る超過利益のみを残余利益とすることは困難であり、かかる観点に照らしても、基本的利益の算定においてXが主張する重要な無形資産以外の利益発生要因を考慮することはできないというべきである〔下線は筆者〕」として、本件超過利益は重要な無形資産以外の利益発生要因からも発生しており、当該利益発生要因は重要な無形資産と相互に影響しあって本件超過利益を発生していることから、本件超過利益を要因毎に発生した利益額として特定することは困難である。したがって、重要な無形資産に係る超過利益のみを残余利益とすることはできず、更に基本的利益の算定で重要な無形資産以外の利益発生要因を考慮することはできない点を示した。

④ 基本的利益の算定方法の適否

Yは、Xについては基本的利益を0円とする一方、Aについては、本件比較対象法人を本件抽出基準に基づき選定し、本件各事業年度ごとに求めた本件比較対象法人の売上高営業利益率（平均値）にAの総売上高を乗じる方法により計算した。

これに対して、Xは①本件比較対象法人の選定の適否、②利益指標として売上高営業利益率を用いる点の適否を争ったが、第一審は、①について、比較対象法人に関し、「基本的利益の算定（比較対象法人の選定）においてセラミックス製DPFであるがゆえの事業内容、市場条件、生産構造（収益構造）について類似性を求めることはできない〔下線は筆者〕」と指摘した上で、Yの選定方法は事務運営指針及び参考事例集に沿った選定方法であり合理性を有すること、②について、「事務運営指針によれば、基本的利益は、比較対象法人の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算するものとされており…、売上高営業利益率が客観的な利益指標として選択し得るものであることは明らかである」と指摘し、事務運営指針に沿った方法であることを指摘して、Xの主張を斥けた。

⑤ 残余利益の分割方法の適否

第一審は、①残余利益分割法は利益分割法の一つであり、利益分割法は国外関連取引の当事者が寄与した程度（分割要因）に応じて分割対象利益を帰属させる方法であること、②措置法通達66の4(4)-2は、利益分割法の分割要因を具体化したものである点を確認した上で、残余利益の分割要因につき次のように判示して、Yの主張を斥けた。

「残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益の算定においては重要な無形資産の影響が排除されているから、分割対象利益から基本的利益を控除して得られる残余利益は重要な無形資産に起因して得られる利益であることとなるが、残余利益（超過利益）をもたらした利益発生要因は必ずしも一つに限られるものではなく、重要な無形資産以外の利益発生要因が寄与していることも十分に想定し得る」のであり、現に……本件超過利益については、X及びAが保有する重要な無形資産とともに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、

相互に影響しながら一体となって得られているものである。……このような他の利益発生要因の中には、法人又は国外関連者のいずれかが超過利益の発生に寄与したものとして、独立企業間価格の算定においてその寄与の程度に応じた利益を当該法人又は当該国外関連者に帰属させることが相当であると評価すべきものが含まれている可能性がある。そうすると、本件のように重要な無形資産とともに他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られた超過利益（残余利益）について、法人及び国外関連者に合理的に配分するためには、重要な無形資産以外の利益発生要因に関しても、当該法人又は当該国外関連者が支出した人件費の額や投下資本の額など、その寄与の程度の推測にふさわしい要素（分割要因）を適切に考慮すべきである。なお、このような重要な無形資産以外の利益発生要因の考慮は、利益分割法的一种である残余利益分割法の適用の在り方として相当であるというべきであり、また、措置法通達で定められていた残余利益分割法を平成 23 年税制改正により法定化した後の措置法施行令の規定（改正後措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ）との関係でも整合性を有するものというべきである〔下線は筆者〕〕として、残余利益の分割には、重要な無形資産以外の利益発生要因も分割要因として認められる点を示した。

第一審は、上記を前提に、まず本件超過利益に係る利益発生要因に対する X 及び A の寄与につき、以下のように纏めた。

X の寄与	A の寄与
① EU 市場におけるセラミックス製 DPF の需要の見通しを競争者に先駆けていち早く察知し、ポーランドに本件国外関連者を設立する旨の事業計画を策定したこと（本件事業化決定） ② 本件製品の製造に係る技術やノウハウ等の重要な無形資産	① 初期・追加の設備投資（本件設備投資）を行い、本件製品は資本集約度の高い生産構造によるものとなったこと ② 本件製品の品質不良問題に関し、歩留率を改善するための対策を講じたこと（本件製品の生産性改善に係る知見やノウハウ等の重要な無形資産）

次に具体的な分割要因について、X の重要な無形資産は本件製品に係る研究開発費の内 EU 市場での本件超過利益の発生に貢献した研究開発費の額を、A の重要な無形資産は本件製品の生産性改善に係る特定部門の部門費を用いることが合理的であると示した。

続いて、重要な無形資産以外の寄与について、A の本件設備投資につき、初期の設備投資は EU 市場への参入に不可欠であったこと、追加の設備投資は自動車メーカーの要求する本件製品の生産能力の確保に不可欠であり、生産能力の確保がされたため自動車メーカーとの長期の契約期間による供給契約を締結することができ 2 社寡占状態を継続させて高いシェアを維持できたことから、「利益発生要因との関係でも、追加の設備投資による貢献は重要なものであったといえる。そして、これら初期及び追加の設備投資……は、本件製品の生産構造につき資本集約度を高めるものであり、損益分岐点を大きく超える売上

高が得られたことと相まって規模の利益をもたらしたという点でも、重要な貢献をしたものである。このように、Aによる本件設備投資は、本件超過利益をもたらした複数の利益発生要因に関して重要な貢献をしているものと認められるから、本件設備投資に係る減価償却費につき、……Xの研究開発費及びAの部門費と同等のウエイトにより、残余利益の分割要因とするのが相当である〔下線は筆者〕」と判示した。

なお、「Aの減価償却費には、重要な無形資産の開発に関するものや、基本的活動としての製造機能に関するものも含まれていることからすれば、本件超過利益の発生に寄与した減価償却費の額を算定するに当たっては、Aの減価償却費から、これらのものを控除するのが相当である」とした。

一方、Xの本件事業化決定は、Aから対価を受けるべき性質のものではなく、グループ会社の親会社が行う投資判断であるから、当該投資判断から得られる利益は配当として親会社に還元すべきとして残余利益の分割要因として考慮することができないと判示した。

⑥ 結論

以上により、Xの所得が再計算された結果、平成22年3月期を除き本件各事業年度に係る課税処分が取り消された。

2. 控訴審（控訴棄却、附帯控訴棄却）

控訴審⁵⁾は、第一審判決を是認し、Yの控訴及びXの附帯控訴のいずれも棄却した。

まず、Y及びXは次のように補充主張を行った。

(1) Yの補充主張（残余利益の分割方法の適否について）

- ① 「残余利益の分割要因について、基本的には『重要な無形資産』のみをもって考慮されることが想定されているというべきであり、……重要な無形資産又はその影響により超過利益が発生している場合については、重要な無形資産の価値に応じて残余利益を分割しさえすれば、合理的な独立企業間価格を算定することができるというべきである。……仮に、『重要な無形資産』とは全く無関係な別個の要因による超過利益があると考えられる場合には、……当該要因について残余利益の分割要因と認めるには、同要因が『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値（重要性）を備え、超過利益獲得に寄与する（相関関係のある）ものと認められる必要があるというべきである。」
- ② 「製造業において、必須の設備投資による売上高の増大に伴って比例的に増加した利益は、超過利益を構成するものではなく、基本的利益に含まれるものである。……A

5) 東京高判令和4年3月10日裁判所ウェブサイト。評釈に、青山慶二「判批」TKC税研情報32巻1号(2023年)29頁、大野雅人「判批」税務事例54巻9号(2022年)55頁、片平享介「判批」ジュリ1582号(2023年)10頁、勝野晃「判批」国際税務43巻10号(2023年)78頁、添野裕章「判批」税務弘報71巻12号(2023年)160頁、林幸一「判批」新・判例解説Watch31号(2022年)265頁、南繁樹「判批」国際税務42巻8号(2022年)74頁、南繁樹「判批」国際税務42巻10号(2022年)98頁等がある。

が単に生産ラインを増設するなどして事業規模を拡大し、それに伴い比例的に増大した利益については、基本的利益に含まれているというべきである。本件における超過利益に A の……設備投資の影響による増加利益が含まれるというためには、……当該設備投資が『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値（重要性）を備え、かつ、超過利益獲得への寄与を満たすことで、超過利益と評価し得る『規模の利益』を享受していると認められる必要がある。」

(2) X の補充主張（基本的利益の算定方法の適否について）

- ① 「製造業においては、『重要な無形資産』はそれ以外の資産や活動・機能と密接に組み合わせられ相互に影響しながら売上げや利益（超過利益を含む。）の獲得に貢献していることが常態であるから、……重要な無形資産とは客観的に別個の要因は、基本的利益の算定において考慮すべきである。……OECD 移転価格ガイドラインは、……市場の条件又は現地市場の状況と無形資産を区別することは重要であると明確に述べているところ、……設備投資（本件設備投資）や競争状況（2 社寡占状態）その他の要因は、『重要な無形資産』とは別個のものであり、それらの要因が超過利益を生じさせ、当該超過利益が全体の超過利益の中に含まれているという事実が明らかである。……『重要な無形資産』とは別個の超過利益の源泉となる要因（比較可能性要因）については、基本的利益の算定において考慮すべきである。」
- ② 基本的利益の算定において、「比較対象法人が比較可能性を有するためには、〔1〕『重要な無形資産』を有していないことに加えて、〔2〕当該比較対象法人が検証対象法人と法令の求める比較可能性を有するか否か、すなわち、検証対象法人の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模及び『その他の要因』について利益指標に影響を及ぼす差異を有しないか否かを検討する必要がある。……設備投資及び費用構造（生産構造）を含む比較可能性要因の差異が売上高営業利益率に影響を及ぼすことは客観的に明らかであり、A と本件比較対象法人との間には重要な差異があるのであって、両者は比較可能性を有しない。」

以上の Y 及び X の補充主張を受けて、次のように判示した。

① Y の補充主張について（残余利益の分割方法の適否について）

「残余利益分割法は、……利益分割法の一つであるところ、……利益分割法は、分割対象利益が、国外関連取引……のために法人又は国外関連者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者が分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因（分割要因）に応じて、当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとする方法であり、「OECD ガイドラインにおいても、残余分析（残余利益分析）においては、まず、第 1 段階において、各参加企業に対し、それが関わった関連者間取引に関係するユニークではない貢献に対する独立企業間報酬が配分され、一般的に、各参加企業が寄与する、ユニークな価値のある貢献（unique and valuable contribution）によって創出される利益に

については考慮しないとされ、第2段階において、第1段階の分割後の残余利益（又は損失）を事実及び状況に係る分析に基づき各参加企業間で配分するとされている。「これらの規定等は、いずれも、『重要な無形資産』であるか否かを問わず、分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因と認められる限り、これを分割要因とするものであると解される〔下線は筆者〕」。

「我が国の法令においてはもちろんのこと、OECD ガイドラインをみても、残余利益の分割要因について、基本的には『重要な無形資産』のみをもって考慮されることが想定されているとか、『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値（重要性）を備えたものでなければ分割要因として考慮しないなどといったことをうかがわせる条項ないし記載はない〔下線は筆者〕」と指摘し、法令や OECD ガイドラインにおいて、分割要因が「重要な無形資産」に限定されない点を確認した。

次に「平成 23 年改正前の措置法通達 66 の 4 (4)-5 は『法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる』と規定しており……、これを基に残余利益分割法における分割要因は『重要な無形資産』に限られるかのような解釈もみられたが、……措置法 66 条の 4 第 2 項 1 号ニ及び措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号の解釈として、『重要な無形資産』以外にも分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因があると認められる場合であってもこれを考慮しなくてよいとする趣旨であるなどと解することはできない（……分割要因として『重要な無形資産の価値』を挙げて残余利益分割法を定めていたことについては、代表的な分割要因を例示して規定したものと解するのが相当である。……）〔下線は筆者〕」と判示し、通達の内容を根拠として「重要な無形資産」のみが分割要因とはならない点も指摘した。

更に、「残余利益の分割要因について、Y の主張するように、基本的には『重要な無形資産』のみをもって考慮されることが想定されており、重要な無形資産の価値に応じて残余利益を分割しさえすれば、合理的な独立企業間価格を算定することができるなどということができないのはもちろんのこと、重要な無形資産とは全く無関係な別個の要因について残余利益の分割要因と認めるには、同要因が『重要な無形資産』に匹敵する程度の価値（重要性）を備え、超過利益獲得に寄与する（相関関係のある）ものと認められる必要があるということもできない」と判示し、Y の補充主張を斥けた。

② X の補充主張について（基本的利益の算定方法の適否について）

「本件超過利益は、被控訴人及び本件国外関連者が保有する重要な無形資産のほか、EU 市場におけるセラミックス製 DPF の需要の急増や、2 社寡占状態による契約交渉上の優位性、資本集約度が高い本件製品の生産構造など、様々な利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって生じたものと認められるのであって、このことからすれば、X が主張するように、超過利益の発生・増加において重要な無形資産以外の要因が決

定的であり、これが経済的に重要な意味を持つなどとして、これを基本的利益の算定において考慮すべきであるということではでき「下線は筆者」ず、重要な無形資産以外の利益発生要因について、「X 及び A の本件超過利益への寄与・貢献という形で残余利益の分割において考慮されているのである」と判示した。

③ 結論

以上により、「原判決は相当であって、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がない」として、Y の控訴及び X の附帯控訴のいずれも斥けた。

Ⅲ. 検討

1. 移転価格税制

親子会社・兄弟会社等の関連企業の間では、様々な理由から、相互に独立した当事者の間の取引において通常設定される対価とは、異なる対価で行う傾向がある。この傾向は国際取引において顕著になりつつあり、正常対価と異なる対価で取引が行われた場合には、取引の当事者である企業の間で所得が移動するから、各企業の所得は適正所得とは異なるものとなる。特に、国境を越えてこのような取引が行われた場合には、所得の国際的移動が生じ、正常対価で取引が行われた場合に比して、国家の税収が増加したり減少したりする⁶⁾。海外に関連企業をもつ多国籍企業は、企業グループ内取引における取引価格の操作や各国の税率差異を用いた租税回避を行うことにより企業グループ全体の納税額を抑えるスキームを構築しており、このような問題は、一般に移転価格 (transfer pricing) と呼ばれている⁷⁾。

移転価格税制は、多国籍企業間の取引について、各国企業から生じる課税所得を適正に反映させることにより、所得の海外移転を防止し、国際的な所得の適正配分を反映させることにより、所得の海外移転を防止し、国際的な所得の適正配分を図ると同時に、我が国の課税権を確保しようという趣旨の下、昭和 61 年度税制改正によって我が国に導入された⁸⁾。移転価格税制は、現行措置法 66 条の 4 第 1 項に次のように規定されている。

「法人が、……当該法人に係る国外関連者……との間で資産の販売、資産の購入、役務の

6) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』(弘文堂, 2021 年) 600 頁参照。

7) 移転価格税制導入前の我が国では、移転価格の問題に対して、移転価格税制を導入せずに当時の税制による対処ができないか、具体的には、①法人税法 22 条による課税の可能性、②同族会社による行為計算否認規定による課税の可能性、③寄付金課税の可能性、④租税条約 9 条の直接適用の可能性及び⑤タックスヘイブン対策税制による対処が検討されていたが、種々の理由により対処は難しいと結論付けられた。また、移転価格税制を導入する場合にも、日系企業が、海外への直接投資に消極的にならないように経済界に対して導入趣旨を事前に説明する等の配慮が行われた(駒宮史博「移転価格税制の導入」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣, 2010 年) 234-238 頁参照)。

8) 羽床正秀編『令和 2 年度 移転価格税制詳解～理論と実践ケース・スタディ～』(大蔵財務協会, 2020 年) 2 頁参照。

提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（……以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、……当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす（下線は筆者）。」

以上のように、我が国の移転価格税制は、法人が、外国法人の内一定の持株要件等を満たした法人との間で、国外関連取引を行った場合において、当該取引に係る対価の額が独立企業間価格と比較して差異があるときは、独立企業間価格で行われたものとみなすとしており⁹⁾、当該独立企業間価格は措置法 66 条の 4 第 2 項に規定されている。現行措置法では、以下の独立企業間価格算定方法（参考①）を認めており、当該算定方法の内、「当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額」を独立企業間価格とするとしている¹⁰⁾。

独立企業間価格の算定方法は、以上のように複数の算定方法が認められているが、「基本三法」と「その他政令で定める方法」で大きく性質が異なる¹¹⁾。

9) 移転価格税制は、アメリカで最初に導入された制度（現行内国歳入法典 482 条）であるが、アメリカ移転価格税制と我が国の移転価格税制とを比較した場合に、我が国の移転価格税制は次の 3 点の特色がある。第一に、我が国の移転価格税制は、対象取引を国際取引のみとしているが、アメリカ移転価格税制は国際取引ならず、国内取引も対象としている。第二に、我が国の移転価格税制は、適用対象を法人のみとしているが、アメリカ移転価格税制は法人のみならず、個人も対象としている。第三に、我が国の移転価格税制は、「申告調整型」（法人は、その国外関連取引の対価が独立企業間価格と異なる場合には、独立企業間価格で申告しなければならない制度）であるのに対して、アメリカ移転価格税制は、「否認型」（内国歳入庁に否認権を認める制度）である（金子宏「移転価格税制の法理論的検討—わが国の制度を素材として—」同編『所得課税の法と政策（所得課税の基礎理論 下巻）』（有斐閣、1996 年）370-372 頁参照）。第三の特色については、東京高判平成 25 年 3 月 14 日訟月 60 卷 1 号 149 頁では「移転価格税制の下においては、国外関連取引の対価が独立企業間価格と異なる場合には、納税者である法人は独立企業間価格による申告を要することとされており、いわゆる申告調整型の制度ということになる」と指摘しており、我が国の制度が申告調整型であることを認めている。

10) 平成 23 年度税制改正により、事案に応じて最も適した独立企業間価格算定方法を採用する、現行の「ベスト・メソッドルール」が導入された。改正前は、「基本三法優先の原則」が採用されており、基本三法の適用を検討した結果、適用が難しいと判断された場合に限り、基本三法に準ずる方法若しくはその他政令で定める方法が採用される制度となっていた。

11) 「準ずる方法」については、アドビ事件高裁判決（東京高判平成 20 年 10 月 30 日税資 258 号順号 11061）において「〔1〕取引内容に適合し、かつ、〔2〕基本 3 法の考え方から乖離しない合理的な方法を用いるものと解するのが相当」である方法と解釈された。また、「同等の方法」については、「準ずる方法」と同様にアドビ事件において、旧基本三法と「同等の方法」を念頭に置いた上で「それぞれの取引の類型に応じて基本 3 法と同等の考え方に基づく算定方法を意味するものである」との解釈を示した。更に、「その他政令で定める方法」及び「その他政令で定める方法と同等の方法」に関する解釈については、本田事件地裁判決（東京高判平成 26 年 8 月 28 日税資 264 号順号 12520）において、「措置法 66 条の 4 第 2 項の規定は独立企業原則を反映しているものというべきであるから、同項 1 号二及び 2 号ロの規定による政令への委任も独立企業原則に沿った独立企業間価格の算定方法を定めることを命じているものと解されるのであり、そのような委任に基づいて定められた措置法施行令 39 条の 12 第 8 項の規定の解釈及び適用も独立企業原則に従って行われる必要があるというべきである」とい

(参考①) 独立企業間価格の算定方法

棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引
〈基本三法〉 ①独立価格比準法 ②再販売価格基準法 ③原価基準法	〈基本三法と同等の方法〉 ①独立価格比準法と同等の方法 ②再販売価格基準法と同等の方法 ③原価基準法と同等の方法
〈基本三法に準ずる方法〉 ①独立価格比準法に準ずる方法 ②再販売価格基準法に準ずる方法 ③原価基準法に準ずる方法	〈基本三法に準ずる方法と同等の方法〉 ①独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 ②再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 ③原価基準法に準ずる方法と同等の方法
〈その他政令で定める方法〉 ①比較利益分割法 ②寄与度利益分割法 ③残余利益分割法 ④取引単位営業利益法 ⑤ディスカウント・キャッシュ・フロー法 ⑥①～⑤に準ずる方法	〈その他政令で定める方法と同等の方法〉 ①比較利益分割法と同等の方法 ②寄与度利益分割法と同等の方法 ③残余利益分割法と同等の方法 ④取引単位営業利益法と同等の方法 ⑤ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法 ⑥①～⑤に準ずる方法と同等の方法

(注) 国税庁「別冊 移転価格税制の適用にあたっての参考事例集」(2022年)6頁(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/010601/pdf/bessatsu.pdf>) (2025年2月21日最終アクセス)の図を基に筆者が作成。

「基本三法」とされる①独立価格比準法、②再販売価格基準法及び③原価基準法は、「取引」に着目して独立企業間価格を算定する方法であり、国外関連取引と比較対象取引との同種性を重視する。一定程度の同種性を満たした比較対象取引に係る取引価格を独立企業間価格とみなすことから、取引自体の同種性が認められない場合には適用が難しいこととなる¹²⁾。一方、「その他政令で定める方法」は、「取引」に着目する基本三法とは異なり、「利益」に着目して独立企業間価格を算定する方法である。「その他政令で定める方法」は、①利益分割法(比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法)、②取引単位営業利益法及び③ディスカウント・キャッシュ・フロー法に大別される。①利益分割法は、国外関連取引に係る利益を取引当事者の寄与度に応じて分割する算定方法、②取引単位営業利益法は、比較対象法人の営業利益率と検証対象法人の営業利益率を比較して算定する方法、③ディスカウント・キャッシュ・フロー法は、無形資産が将来生み出す予測利益を

う基準が示された(藤枝純=角田伸広『移転価格税制の実務詳解〔第2版〕』(中央経済社、2020年)249-250頁参照)。

12) 成道は、「基本三法は最も優秀な独立企業間価格算定方法として認知されているものの、比較対象取引を見出すことが難しく、純粋な意味での基本三法はほとんど適用されてきておらず、差異調整しなければ比較対象取引たり得ないというのが実情である。もっとも、差異調整も容易ではない」と指摘し、実務上の基本三法の採用の困難さを指摘している(成道秀雄「移転価格税制の論点」日税研論集63号(2012年)209頁)。

現在価値に割り戻して算定する方法である。①利益分割法及び②取引単位営業利益法は、過去情報を参考にして独立企業間価格を算定する方法である一方、③ディスカウント・キャッシュ・フロー法は将来情報を参考にして独立企業間価格を算定する方法であることから、参考情報の性質を異にするが、「利益」に着目した方法である点は同一である。

「取引」に着目した方法である基本三法は、「比較の対象となる独立企業間取引（比較対象取引）」の存在を前提とした算定方法である一方、「利益」に着目した方法である「その他政令で定める方法」は、検証対象が営業利益等であることから、比較対象取引が存在しない場合にも適用が可能であると考えられる¹³⁾。特に無形資産が介在した取引は、比較対象取引が存在しない場合が多いため、「取引」に着目した方法である「その他政令で定める方法」の適用検討が必要になる¹⁴⁾。

2. 残余利益分割法

残余利益分割法は、現行措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハに以下のように規定されている。

「(1) 及び (2) に掲げる金額につき 当該法人及び当該国外関連者ごとに合計した金額 がこれらの者に帰属するものとして計算する方法

- (1) 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得が、当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（(1) において「比較対象取引」という。）に係る……割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異（当該棚卸資産の販売等に関し当該法人及び当該国外関連者に 独自の機能が存在することによる差異を除く。）により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合……）に基づき当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額
- (2) 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の金額と (1) に掲げる金額の合計額との差額（(2) において「残余利益等」という。）が、当該残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算した金額（下線は筆者）」

13) 神山弘行「無形資産の国際取引と課税」ジュリ 1447 号 (2012 年) 42 頁参照。

14) 飯守は、無形資産が使用されている有形資産取引等において、比較対象取引が把握されず基本三法が適用できない場合に、法人又は国外関連者のいずれか一方が重要な無形資産を有しているときには取引単位営業利益法、その双方が重要な無形資産を有しているときには残余利益分割法の適用が可能であり、そのラスト・リゾートとしての有用性は高いと指摘している（本庄資編『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010 年）658-659 頁参照〔飯守一文執筆箇所〕）。

残余利益分割法は、アメリカが発表した1988年移転価格白書¹⁵⁾においてはじめて提唱された独立企業間価格算定方法であり、我が国では利益分割法の下位分類として平成12年「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」（平成12年9月8日課法2-13）において通達に明記された。その後、平成23年度税制改正（平成23年6月30日法律第82号）¹⁶⁾により措置法施行令39条の12第8項1号ハに明文化された¹⁷⁾。

残余利益分割法は、①独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる「基本的利益」の算定（基本的利益算定プロセス）と②「残余利益等」を国外関連取引の当事者が寄与した程度に応じて分割（残余利益等分割プロセス）する2段階の計算方法により独立企業間価格を算定する方法である。残余利益分割法は、独立企業間価格の算定にあたり、比較対象取引を見つける必要がなく、また残余利益等を法人及び国外関連者の寄与した程度により分割することから、無形資産取引に関して適用される可能性が高いと考えられる一方、①基本的利益算定プロセス及び②残余利益等分割プロセスにそれぞれ検討すべき問題が内在している。

①基本的利益算定プロセスについては、適切な比較対象法人の選定が必要な点である。具体的には、独自の機能を果たしていない比較対象法人の選定（内的要因）や、国外関連者（検証対象法人）と比較対象法人の属する市場特性、市況変動等による利益、人件費較差による利益等の検証（外的要因）が必要となる。不十分な比較対象法人の選定（比較可能性の検討）を行うと、基本的利益と表裏一体の関係である、残余利益等に独自の機能以外から生じた利益が混在してしまい、当該利益を独自の機能の寄与した程度で分割することとなり、適切な残余利益等の分割が難しくなる¹⁸⁾。

②残余利益等分割プロセスについては、残余利益等の分割要因の特定が必要な点である。具体的には、法人及び国外関連者の寄与した程度（独自の機能）により残余利益等の分割を行うが、独自の機能の外延は不明瞭であるため、どのようなものが独自の機能に含

15) 1980年代のアメリカは、無形資産を用いた移転価格の問題が深刻化したため、1986年の「スーパーロイヤルティー条項」の追加をはじめとして、無形資産取引への本格的な対応を行うようになった。1988年に「関連企業間価格の研究」と題する白書（移転価格白書）を公表し、①独立企業間価格算定への利益概念の提言、②無形資産の独立企業間価格算定方法の明確化等、無形資産に関する移転価格問題の解決策を模索した。その後、1992年財務省規則案、1993年財務省暫定規則、1993年財務省新規則案と続き、1994年に最終規則が公表され無形資産に係る独立企業間価格の算定方法の改正が行われた（江波戸順史『アメリカ合衆国の移転価格税制』（五紘舎、2008年）46-52頁参照）。

16) 平成23年度税制改正大綱においては、①独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し、②利益分割法の明確化、③独立企業間価格幅（レンジ）の取り扱いの明確化、④シークレットコンパラブルの運用の明確化などが提案され、その後の税制改正により改正された。

17) 平成23年度税制改正前の残余利益分割法は、法令化されておらず、法源ではない通達を根拠とした課税処分が行われていたことから租税法律主義との関係で問題視されていた（藤枝純「移転価格税制における実務上の課題」金子宏＝中里実＝J.マイク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014年）461頁参照）。

18) 藤枝純「残余利益分割法をめぐる実務上の諸問題」金子・前掲注7）685-690頁参照。当該論文は、平成23年度税制改正前の残余利益分割法の問題点を指摘しているが、改正後の残余利益分割法にもあてはまるため参照する。

まれるか不明確である¹⁹⁾。更に独自の機能を把握したとしても、分割要因となる独自の機能の金額をどのようにして測定するかという評価の問題もあるため、不十分な分割要因にて残余利益等の分割を行ってしまうと独立企業間価格の算定に影響が生じる。

移転価格税制につきこれまで司法判断が下された事案²⁰⁾は少なく、特に残余利益分割法を争った事案は限られる²¹⁾。本件は、残余利益分割法に内在していた上記問題点につき、一定の解釈を示していることから、以下では、本件の内容を検討しながら残余利益分割法の法的問題点を明らかにしていく。

3. 残余利益分割法の法的位置づけ

本件において、残余利益分割法は利益分割法の一つであるという点が確認された。

残余利益分割法が最初に提案されたアメリカにおいても1988年移転価格白書にて、利益分割法の一つとして①残余利益配分法 (Residual Allocation Rule)、②使用資本配分法 (Capital Employed Allocation Rule)、③比較利益分割法 (Comparable Profit Split Rule) が提案されている²²⁾。また、OECD 移転価格ガイドラインにおいても上記アメリカの提案を受けて改正された1995年新ガイドラインにて、利益分割法の一つとして①寄与度按分方式、②残余利益按分方式、③使用資本按分方式、④比較利益分割法が明記された。アメリカもOECD 移転価格ガイドラインも、残余利益分割法が利益分割法の一つである点は認めており、この点に異議はないが、本件が「残余利益分割法は、措置法施行令39条の12第8項1号に定める利益分割法の一つである」と示した点については、疑問が残る。

我が国移転価格税制における残余利益分割法は、平成12年に発遣された通達により導入されたものである。利益分割法は、移転価格税制が導入された昭和61年に「その他政令で定める方法」として基本三法が適用できない場合のラスト・リゾートの1つとして規定されたが、昭和61年当時の利益分割法は、企業の内部情報のみを用いて算定する寄与度利益分割法であった。当時の利益分割法は、国内業務と国外業務とを有する場合において、当該業務に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を勘案して、国内所得と国外所得とを区分する、という規定がその根拠となっており、まさに内部情報にて利益を分割する寄与度利益分割法を想定している。この点は、外部情報を参照して独立企

19) 藤枝・前掲注17) 462-463頁参照。

20) 移転価格税制の訴訟では、課税庁による算定方法の選択と適用が正しかったかどうか争われ、課税庁の算定方法が誤っていれば処分は違法として取り消され、訴訟は終結することとなる。その結果、納税者の申告がたとえ独立企業間価格に基づかないものであったとしても認められることとなるが、このような訴訟のあり方は、移転価格税制という実体法のあり方にそぐわない(岡村忠生「租税利益と移転価格税制(2)」税研186号(2016年)85頁参照)。

21) 過去に残余利益分割法の適用が争われた事件として、TDK事件(国税不服審判所裁決平成22年1月27日公開物未搭載(LEX/DB文献番号26100012))や本田技研事件(東京地判平成26年8月28日税資264号順号12520、東京高判平成27年5月13日税資265号順号12659)、上村工業事件(東京地判平成29年11月24日税資267号順号13090、東京高判令和1年7月9日税資269号順号13292)などがある。

22) 江波戸・前掲注15) 51頁参照。

業間価格を算定する利益分割法（残余利益分割法や比較利益分割法等）が最初に提唱された移転価格白書が、昭和 63 年であったことから確認でき、昭和 61 年当時の利益分割法は、内部情報のみを比較する利益分割法、つまり寄与度利益分割法を念頭に置いていた²³⁾。

寄与度利益分割法の適用が争われたバシフィック・フルーツ・リミテッド事件²⁴⁾の第一審でも、「本件各処分は、寄与度利益分割法（措置法 66 条の 4 第 2 項 1 号ニ、措置法施行令 39 条の 12 第 8 項）を用いて算定した本件独立企業間価格に基づいてされたものである……。……寄与度利益分割法は、基本三法を用いることができない場合、すなわち、適切な比較対象取引を選定することができない場合に、分割対象利益を国外関連取引の各当事者が当該分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するにふさわしい要因により分割して帰属させる方法である」と判示していることから、旧措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号は寄与度利益分割法を規定していることは明らかである。

以上のように残余利益分割法は利益分割法的一种ではあるが、法的根拠として旧措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号の解釈により導かれるという前提のもと判示された本件を含む過去の裁判例等は、租税法律主義の観点から誤りではないかと考える²⁵⁾。

なお、平成 23 年度税制改正により、残余利益分割法が法令に明文化されてからは、寄与度利益分割法を規定する措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 2 号（改正により 2 号に規定）と並列する形になったため、現行法の下では上記租税法律主義からの問題は解消されたと考える²⁶⁾。

23) 望月文夫『日米移転価格税制の制度と摘要—無形資産取引を中心に—』（大蔵財務協会、2007 年）518-524 頁参照。望月は、アメリカにおいて残余利益分割法が提唱された後、OECD 移転価格ガイドライン第 3 章に残余利益分割法が導入されたが、本邦移転価格税制は OECD 移転価格ガイドラインを契機に改正はされなかった。平成 12 年の通達にて、利益分割法の解釈として残余利益分割法を導入したが、当時の利益分割法は外部情報である比較対象取引を用いた利益分割法という概念はなかったため、本来は通達ではなく、政令を改正すべきであったとも指摘している。また、小田嶋も、通達をみると「利益分割法の適用にあたり」云々ということで、法的根源は旧措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項の利益分割法の規定となっているが、この条文は入れたときは、寄与度利益分割法しか頭になかったため、残余利益分割法はできるだけ法令に明記した方がよかったと指摘している（小田嶋清治「移転価格税制における実務対応上の留意点」中里実＝太田洋＝弘中聡浩＝宮塚久『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣、2010 年）244-245 頁参照）。高久も残余利益分割法が「通達に規定されたことをもって法令上も認められたものであると解釈することには疑義がある」と指摘している（高久隆太『知的財産をめぐる国際税務』（大蔵財務協会、2008 年）295 頁）。

24) 東京地判平成 24 年 4 月 27 日訟月 59 卷 7 号 1937 頁、東京高判平成 25 年 3 月 28 日税資 263 号順号 12187。

25) 残余利益分割法が最初に争われた TDK 事件においても、旧措置法施行令 39 条の 12 第 8 項の解釈としての旧措置法通達 66 の 4 (4)-5 の残余利益分割法を争点としたが、国税不服審判所は通達に拘束されるため、租税法律主義の問題は直接的な争点にはならなかった（石井亮＝原木規江「判批」NBL929 号（2010 年）14 頁参照）が、TDK 事件以降の裁判例においても、この点は特段指摘がない。

26) 平成 23 年度税制改正により、条文番号は変わったものの寄与度利益分割法の内容自体に変更はないことから、この点からも旧措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号が寄与度利益分割法を規定しており、当該条文を根拠として残余利益分割法が導かれる点には疑問が残る。

4. 独自の機能の範囲

現行措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハに規定されている残余利益分割法は、法人及び国外関連者双方が独自の機能を有する場合に適用される。また、残余利益分割法は、分割対象利益を独自の機能を果たさない非関連者間取引において通常得られる所得（基本的利益）を法人及び国外関連者に配分し、分割対象利益等と基本的利益の合計額との差額である残余利益等を法人及び国外関連者が果たしている独自の機能に応じて、合理的に配分する方法である²⁷⁾。このように残余利益分割法は、独自の機能が重要な要素となっている。独自の機能は、平成 23 年度税制改正によって残余利益分割法が法令化された際に用いられるようになった文言であるが、その定義は法令上明確に定められておらず、いずれのものを独自の機能とするかは明らかではない。

独自の機能の代表的なものは、法人が保有する無形資産であるが、移転価格税制上の無形資産は、措置法施行令 39 条の 12 第 13 項²⁸⁾にて特許権、実用新案権その他の資産（有形資産及び金融資産以外の資産に限る。）で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従ってこれらの資産の譲渡、使用許諾等が行われる場合にその対価が支払われるべきものと定義されている。さらに、同条で規定している無形資産の例示として、措置法通達 66 の 4 (8) -2 にて①法人税法施行令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げるもの、②顧客リスト及び販売網、③ノウハウ及び営業上の秘密、④商号及びブランド、⑤無形資産の使用許諾又は使用許諾に相当する取引により設定される権利、⑥契約上の権利があげられている。①については、法的に保護される無形資産であるが、②乃至は⑥については法的に保護されていない無形資産であり、広範囲のものが無形資産に該当する可能性がある。また、事務運営指針 3-12 においては調査において検討すべき無形資産を記載しており、調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、特許権、営業秘密、ノウハウ、生産工程、交渉手段、取引網等の重要な価値を有し所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意するとされている。移転価格税制における無形資産は、限定列挙されておらず、代表的なものが例示されているのみで、重要な価値を有するあらゆるものが無形資産とみなされ、その範囲は不明確である。このように、移転価格税制の適用において、非常に広範な資産を無形資産とし、かつ、その無形資産について課税当局が抽象的な把握を行うことを許容しかねないものであると評価され、そもそも無形資産について何らかの取引を行っているという認識がないような場合に

27) 羽床・前掲注 8) 408 頁参照。

28) 移転価格税制上の無形資産の定義は、令和元年度税制改正において、法令化されたものであり、改正前は、旧措置法通達 66 の 4 (3)-3 (注) 1 に記載されていた。令和元年度税制改正において、BEPS プロジェクト最終報告書で勧告された HIVI アプローチに相当する制度である特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の導入に伴い、その適用対象を明確にするため、移転価格税制上の無形資産の定義が法令上設けられた。令和元年度税制改正前後において、移転価格税制上の無形資産の定義は基本的に変わらない。

についても広く無形資産の取引であると解される可能性がある²⁹⁾。広範囲な無形資産の認定は、納税者の法的安定性や予測可能性を害する恐れがあり、無形資産に該当するかの判断は慎重にならざるをえない³⁰⁾。

さらに、事務運営指針 3-13 では、「無形資産の使用許諾取引等について調査を行う場合には、無形資産の法的な所有関係のみならず、無形資産を形成、維持又は発展……させるための活動において法人又は国外関連者の行った貢献の程度も勘案する必要があることに留意する」と記載しており、無形資産の所有権について、法的な所有関係のみならず、無形資産を形成等させるための活動において、関連当事者の行った貢献の程度を勘案し、経済的所有権を認識する必要があるという考え方を採用している³¹⁾。そして、貢献の程度については、無形資産の形成等のための意思決定、役務提供、費用の負担及びリスクの管理において果たした機能等を勘案することとされており、単に費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いものであると指摘されている³²⁾。

無形資産の範囲及び帰属については、以上のように法的な関係のみに限らず実体面も含めたより広範囲な無形資産及び帰属主体を検討しなければならず、国税庁による恣意的な課税が行われる可能性があり、納税者にとっては無形資産の判定が複雑であるから、適切な独立企業間価格の算定が困難である。

独自の機能の検討は、基本的には無形資産の有無を検討することとなるが、無形資産に該当したからといって、独自の機能に該当するとは限らない。すなわち、文言上、無形資産の定義に該当する資産であるからと言ってそれを源泉とする所得を生じさせていないものは、移転価格税制上、重要な考慮を要しないこととなる。一方で、無形資産の定義に該当するかどうか一義的に明らかでなくとも、それを源泉とする所得を生じさせているものは、無形資産として、もしくはそれと同等に取り扱う必要があると考えられる³³⁾。したがって、独自の機能に該当するためには、移転価格税制上の無形資産に該当し、さらに当該所

29) 岩倉正和「移転価格税制—無形資産の扱いを中心に—」金子・前掲注 7) 702 頁参照。

30) 石井は、「課税当局は、移転価格税制の文脈では、『無形資産』を法的な保護を受ける『権利』に限定しているわけではない。……それゆえ、移転価格を適用する際には、取引当事者が特別の価値を見出していない事実関係についても、評価の俎上に上がってくる可能性があります。企業側としては、課税庁の主張する『無形資産』があまりにも広範なものとなっていないか、検証する必要がある」と述べ、課税庁による無形資産の認定方法を注視すべきと主張している(石井亮「企業グループの無形資産管理と国際租税法—無形資産取引の独立企業間価格」NBL912 号(2009 年) 98 頁)。

31) 山川博樹『移転価格税制—二国間事前確認と無形資産に係る実務上の論点を中心に—』(税務研究出版局、2007 年) 262 頁参照。

32) 岩倉は、「無形資産の法的な所有関係に基づいて一義的に決定するのではなく、『貢献の程度』という抽象的なメルクマークで計るという見解を示しており、納税者と課税当局との間で見解の相違が生じることが多くなるのは容易に想像ができるところでもある」と述べている(岩倉正和=田原史「判批」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編『移転価格税制のフロンティア』(有斐閣、2011 年) 217-218 頁)。

33) 飯守・前掲注 14) 731-732 頁参照。飯森は、「我が国においては、無形資産の定義の広狭が問題とされがちであるが、その外延をクリアカットに明示することはそもそも困難であり、また余り意味のある議論とは思われない。むしろ無形資産とそれを源泉とする所得との関係において無形資産を定義付けることが移転価格税制上重要であると考えられる」とも指摘している(飯森・前掲注 14) 731 頁)。

得の源泉となっていたかという2段階の検討が必要となる。独自の機能の範囲は不明瞭であることから、独自の機能該当性につき定量的な基準を用いることは難しく、事案に応じた定性的な検討を踏まえ、該当可能性のあるものについて個別に独自の機能に該当するか判定する他ないものとする。その点では、第一審で行われた残余利益分割法による独立企業間価格の算定を行う前に超過利益の発生メカニズムの検討、特に超過利益と重要な無形資産との関連性を検討したことは、残余利益分割法を適用する上で不可欠な算定要素である。超過利益の発生メカニズムの検討は、独自の機能の検討につながることとなり、残余利益分割法の適用要件の1つであり、算定過程のファーストステップになるのではないかと考える。

5. 基本的利益算定

残余利益分割法を用いて独立企業間価格を算定する場合、まずは基本的利益の算定を行う（措置法施行令39条の12第8項1号ハ(1)）。基本的利益は、措置法通達66の4(5)-4前段に規定されており、一定の同種性又は類似性を備え、かつ、独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる所得をいうとされており、原価基準法、再販売価格基準法又は取引単位営業利益法を用いて算定される。また、比較対象取引との間に差異がある場合には当該差異を調整すべきとされている。

基本的利益の算定において問題になるのは、前述したとおり、検証対象法人と比較対象法人との比較可能性の有無である。基本的利益が主な争点となった本田技研事件では、「ある非関連者たる法人を比較対象法人として選定するためには、当該法人が当該国外関連取引の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似するものであり（比較可能性）、かつ、重要な無形資産を有する法人ではないことが、その要件となる」と判示し、比較対象法人の適格性は比較対象法人の内的要因（事業の類似性）と外的要因（市場、事業規模等の類似性）という一般的な解釈基準を示している。本田技研事件は平成23年度税制改正前の判決であるが、現行法の下でも比較対象法人の適格性判定は同内容で行われると考える。

本件においても、「基本的利益は重要な無形資産の貢献により得られる利益でないことが前提とされている」という点は指摘しているものの、「基本的利益の算定（比較対象法人の選定）に当たって、セラミックス製DPFであるがゆえの事業内容、市場条件、生産構造（収益構造）等について類似性を求めることは、重要な無形資産を使用してセラミックス製DPFを量産できる企業が比較対象法人に選定されることを求めることにほかならず、残余利益分割法の本質と相容れないものになってしまうこと…、また、本件超過利益を重要な無形資産により発生したものとそうでないものとに分別することが困難であること…に照らせば、本件超過利益をもたらした各要因のうちXが主張する重要な無形資産以外の利益発生要因を基本的利益の算定において考慮することはできないものというべき」と判示した。基本的利益を算定する上での比較対象法人は、本来、検証対象法人の内

的要因（事業の同種性）と外的要因（市場、事業規模等の同種性）の比較検討のみを行えば足りたはずであるが、本件においては重要な無形資産を前提としていた事業ということもあり同種の事業の類似性を求めることは認められないという点を示した。

この点は、利益発生メカニズムの詳細検討を行った結果明らかになった点であり、取引実態を正確に把握する点で意義があると考ええる。また、超過利益が重要な無形資産以外の利益発生要因においてももたらされる点を認めた点についても、取引実態の正確な把握によるものであると考える。一方で、検証対象法人と比較対象法人との内的要因及び外的要因の比較を行うのみで基本的利益の算定を行っていた過去の算定方法とは大きく異なり、基本的利益算定を行う前に利益発生メカニズムを検証した上で比較対象法人との適格性を検討した点は今後の実務的な対応に大きく影響があると考ええる³⁴⁾。

基本的利益の比較検証法人の適格性の基準は、本田技研事件でも本件においても比較対象法人の内的要因及び外的要因の類似性を求める点で同じ基準を示しているが、基本的利益算定を行う前の利益発生メカニズムの検討次第で比較対象法人の選定結果を左右することとなった。

6. 残余利益等分割

基本的利益の配分を行った後は、残余利益等を所定の分割指標に従って配分する必要がある（措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ (2)）。残余利益等は、措置法通達措置法通達 66 の 4 (5)-4 後段に規定されており、国外関連取引に係る棚卸資産の販売等において、当該法人及び国外関連者が独自の機能を果たすことによりこれらの者に生じた所得をいうとされている。

残余利益等の分割に係る一定の解釈基準が示されたのは、本件が初めてであり、「残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益の算定においては重要な無形資産の影響が排除されているから、分割対象利益から基本的利益を控除して得られる残余利益は重要な無形資産に起因して得られる利益であることとなるが、残余利益（超過利益）をもたらしした利益発生要因は必ずしも一つに限られるものではなく、重要な無形資産以外の利益発生要因が寄与していることも十分に想定し得るのである」と示している。

この点は、残余利益等は重要な無形資産のみから発生すると考えられてきたこれまでの課税実務を否定しているが、現行措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 1 号ハ (2) では残余利益等は「当該残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りる……要因に応じてこれら

34) 南は、基本的利益に関する本件の射程について、「本件は、重要な無形資産と、重要な無形資産以外の利益発生要因が、『重なり合い、相互に影響しあった結果として本件超過利益が得られた』事案であり…基本的利益の算定の段階での比較可能性の吟味を厳密に行わなかったにすぎず、比較可能性そのものに関する先例としての意味は限定的に理解すべきであろう。本件も…それらの要因が残余利益の算定で考慮されていることを条件に、その限度において、基本的利益の算定において考慮しないことが許容されていることを示唆している」と述べ、本事案の特殊性により基本的利益の検討が厳格にすることができなくなった点を指摘している（南・前掲注 5）102 頁）。

の者に帰属するものとして計算した金額」と規定されているのみであることから、残余利益等発生への寄与が認められればよいことが確認された。

更に、控訴審においても「平成23年改正前の措置法通達66の4(4)-5は『法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる』と規定しており…、これを基に残余利益分割法における分割要因は『重要な無形資産』に限られるかのような解釈もみられたが、同通達は、…分割対象利益の発生に寄与した程度を推測するに足る要因(分割要因)に応じて計算するという措置法施行令39条の12第8項1号の規定を具体化するものとして定められた通達にすぎない」と判示し、利益分割法における分割要因の例示である点を指摘した上で、この点からも残余利益等発生への寄与が認められれば良いことを確認した³⁵⁾。

残余利益等の分割要因について、納税者が主張した、重要な無形資産以外の利益発生要因に関しても考慮すべきであるとの判断を下した点は、本件における注目すべき点である³⁶⁾。本件は、上記を前提に、超過利益の分割要因となるX及びAの重要な無形資産による寄与及び重要な無形資産以外による寄与を確認した。特に、Aの重要な無形資産以外による寄与である本件設備投資の検討にあたっては、①初期の設備投資はEU市場への参入に不可欠であった点、②追加の設備投資は自動車メーカーの要求する生産能力の確保に不可欠であり、当該生産能力の確保により長期契約の締結や2社寡占状態の維持ができたことから追加の設備投資による貢献は重要なものであった点を認めている。そして、初期及び追加の設備投資が、生産構造の資本集約度を高めるものであり損益分岐点を大きく超える売上高が得られたこととあいまって規模の利益をもたらした点でも重要であったと認定し、これらの点は第一審における詳細な事実認定の結果である³⁷⁾。

一方で、重要な無形資産以外の寄与は、詳細な事実認定の結果認められた分割要因であり、また重要な無形資産以外の寄与として認められるための具体的な判断基準は明らかにされていない。

本件においては、「本件超過利益については、X及びAが保有する重要な無形資産とと

35) 添野は、重要な無形資産による残余利益の分割は通達を根拠として行われていたが、国際課税においても通達が租税法の法源ではないことを明らかにしたと述べている(添野・前掲注5)163頁参照)。

36) 辻・前掲注4)171頁参照。大野は、「本事件の第一審判決の意義は、(i)移転価格課税における利益分割法の適用にあたり、『重要な無形資産以外の利益発生要因に関しても、〔国外関連取引の当事者が〕支出した人件費の額や投下資本の額など、その寄与の程度の推測にふさわしい要素(分割要因)を適切に考慮すべき』との判断を初めて(しかも当時の措置法基本通達の規定にかかわらず)示したこと、及び(ii)裁判所が、課税当局の行った移転価格課税につき、法令の適用誤りを理由として取り消すのではなく、裁判所の判断で所得金額を再計算した初めての事例であること、の2点にある」と述べている(大野・前掲注5)59-60頁)。

37) 南は、「第一審判決による……『メカニズム』の認定は、法的規制の導入による需要の創出、『非常に高い参入障壁』の形成による寡占状態の継続、生産拡大に伴う『製品1個当たりの生産に必要な費用』(平均営業費用)の通減による『規模の利益』など、ミクロ経済学の原理を適用して市場における経済現象を分析し、利益の源泉を的確に特定したものであり、移転価格税制の実務の水準を引き上げるものであるといえる」と指摘している(南・前掲注5)80頁)。

もに、他の複数の利益発生要因が重なり合い、相互に影響しながら一体となって得られているものである。そして、このような他の利益発生要因の中には、法人又は国外関連者のいずれかが超過利益の発生に寄与したものとして、独立企業間価格の算定においてその寄与の程度に応じた利益を当該法人又は当該国外関連者に帰属させることが相当である」と判示しており、超過利益の発生源である重要な無形資産とともに、相互に影響しながら一体となっている利益発生要因について、残余利益等の分割要因として認めた。

残余利益等の分割要因として認められるには、残余利益等の発生への寄与が認められればよいが、なにをもって残余利益等の発生への寄与となるかは規定されていない。そこで考えられるのは、特定の支出行為が残余利益等の発生源である無形資産に影響を与えたかを検討すべきであるとする。具体的には、特定の支出行為が無形資産の価値をどれだけ高めたかという点である。

平成 23 年度税制改正により、残余利益等の分割要因は独自の機能という文言に変更されたため、従前の重要な無形資産よりも範囲が広がったと考える。しかし、分割要因をやみくもに認定してしまえば、恣意的な分割につながり残余利益分割法による適正な独立企業間価格の算定は困難になるものと推測される。この点は、特定の支出行為が残余利益等の発生源である無形資産との関連性を示せば、独自の機能の 1 つとして無形資産と共に残余利益等の分割要因として認められるものとする³⁸⁾。仮に、特定の支出行為と無形資産との関連性が示せないのであれば、基本的利益の算定において比較対象法人との比較により当該支出行為が法人又は国外関連者のいずれかの利益に反映されることとなる。

7. OECD 移転価格ガイドライン

控訴審では、OECD 移転価格ガイドラインの内容も参照し、重要な無形資産以外の利益発生要因も残余利益の分割要因として認められる点を指摘している。

OECD 移転価格ガイドラインは、1979 年に OECD 租税委員会が最初に作成した移転価格報告書であり、OECD 理事会は、加盟各国政府が独立企業間価格の算定にあたり、同報告書に記載された内容を考慮に入れるべきことを勧告し、我が国もこれに従って昭和 61 年度税制改正において移転価格税制を創設し、その後ガイドラインが改訂される度に国内法の整備を行ってきた。

本田技研事件では、「我が国の移転価格税制の規定の解釈適用に当たっては、我が国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚するものであることに配慮しなければならないのであって、具体的には、我が国の移転価格税制と諸外国の移転価格税制との間の整合性を確保するため、独立企業原則の見地から独立企業間

38) 林は、この点につき「これまで一般に無形資産以外の利益に対する寄与は、残余利益ではなく寄与度利益による分割として、残余利益分割法では基本的利益部分の算出要因としていたが、今後、利益に対する寄与が、基本的利益と残余利益の何れに当たるかは、何か特別な支出である『独自の価値ある貢献』であるか否かがその分水嶺になる」と述べている(林・前掲注 5) 268 頁)。

価格の算定に当たり考慮すべき事項及び採り得る手段について記載している OECD 租税委員会の上記報告書及び同報告書の各章を 1995 年（平成 7 年）以降順次改訂したものである『多国籍企業と税務当局のための移転価格の算定に関する指針』（移転価格ガイドライン）の記載を踏まえてしなければならないというべきである」と判示し、OECD 移転価格ガイドラインの内容が日本に移転価格税制の規定の解釈適用に当たっても重要な指針として重視しなければならない旨を明確に判示した³⁹⁾。

本件で争点となっていた残余利益分割法については、OECD 移転価格ガイドラインでは、「第 1 段階において、各参加企業に対し、それが関わった関連者間取引に係るユニークではない貢献に対する独立企業間報酬が配分され、一般的に、各参加企業が寄与する、ユニークな価値のある貢献 (unique and valuable contribution) によって創出される利益については考慮しないとされ、第 2 段階において、第 1 段階の分割後の残余利益（又は損失）を事実及び状況に係る分析に基づき各参加企業間で配分するとされて」おり、分割要因は「実務上、資産や資本（営業資産、固定資産、無形資産、使用資本）又は原価（研究開発、エンジニアリング、マーケティングなどの重要分野における相対的支出又は投資）に基づく配分キーが多く用いられる」と記載されていることから、利益発生要因が無形資産に限られないことを判示しており、ソフトローである OECD 移転価格ガイドラインの内容とも整合する解釈であることが明らかとなった⁴⁰⁾。

一方で、OECD 移転価格ガイドラインはソフトローであることは周知の事実であるが、租税法律主義の観点から我が国移転価格税制の解釈の根拠規定として用いることには疑問が残る⁴¹⁾。具体的には、我が国移転価格税制に規定されていない点を OECD 移転価格ガイドラインを根拠として解釈適用を行ってよいかという点である。OECD 移転価格ガイドラインは各国移転価格ガイドラインの国際的な指標ではあるものの、租税法律主義との観点から法源になりえるとは認識できないため、OECD 移転価格ガイドラインの法源性については検討する余地がある。

8. 残余利益分割法の法的問題点

本件では、残余利益等の分割方法につき、重要な無形資産以外の利益発生要因にて分割を行うことが可能かどうかという点が主な争点となった。第一審及び控訴審共に重要な無

39) 日米租税条約交換公文 3 項においても課税は OECD 移転価格ガイドラインに従うことが規定されているが、同ガイドラインに従った課税が法人及び国外関連者所在地国の権限ある当局が受け入れることは皆無に近い（高久隆太「判批」ジュリ 1485 号（2015 年）11 頁参照）。

40) 添野・前掲注 5) 165 頁参照。

41) 竹内氏は、「我が国移転価格税制は租税条約の範囲内でのみ有効に存在し得るという前提の中で、OECD 移転価格ガイドラインが租税条約の特殊関連企業条項の解釈の指針としてワークすることで結果的に同ガイドラインは我が国移転価格税制執行への制約条件として働く」と指摘しており、租税条約を媒介として OECD 移転価格ガイドラインは我が国移転価格税制の執行に制約をかけていることから法源性が読み取れると主張している（竹内茂樹「OECD 移転価格税制の法源性について」国際税務 43 巻 2 号（2023 年）114-117 頁参照）。

形資産以外の利益発生要因においても残余利益等の分割を行うことが可能という結論を導き出している。

上記結論を示す過程では、超過利益等の発生メカニズムの検討や重要な無形資産以外の利益発生要因の位置付け、本邦残余利益分割法の文理解釈、措置法通達や OECD 移転価格ガイドライン記載の文言との関係等、多方面から検討を行っている。残余利益分割法につき、一定の法解釈を示した点は実務的要素が強い移転価格税制執行において非常に有意義であると考えられる一方、これまで検討した問題点を含め、検討すべき問題点が残っていると考える⁴²⁾。

具体的には、①基本的利益算定のための検証対象法人に求める適格性要件、②残余利益等分割における分割要因、③残余利益等分割における分割指標、④ OECD 移転価格ガイドラインの法源性、等である。

①基本的利益算定のための検証対象法人に求める適格性要件については、適格性を備えた比較対象法人に該当するかどうかは、比較対象法人の内的要因（事業等の類似性）と外的要因（市場、事業規模等の類似性）を満たす必要がある。本件では、適格性要件について厳格な判断を行わず、自動車関連部品の製造業という類似性と事業規模等の類似性から適格性を備えているという判断が行われたが、本来 A が行っている事業はセラミックス製 DPF 製造事業であり、比較対象法人は A とは異なる自動車関連部品の製造業を行っていた。残余利益分割法は、基本三法と比べて厳格な同種性を求められない一方、A の行っていた事業と比較対象法人の行っていた事業との類似性という点では、明らかに異なっており、事業の類似性を満たさない点は明らかである。セラミックス製 DPF 事業が重要な無形資産であることからセラミックス製 DPF 事業の類似性を基本的利益算定に反映させることは残余利益分割法の前提を覆すこととなるとの裁判所の判断には一理あるが、特殊な事業や市場の場合⁴³⁾における類似性についてどのように判断すべきか検討の余地がある。

②残余利益等分割における分割要因については、独自の機能を認識するためには本件のような超過利益のメカニズムの検討が必要になってくるが、検討した結果どのような点が独自の機能として認識されるのかという点を明らかにする必要がある。独自の機能は、平成 23 年度税制改正前の文言である重要な無形資産よりも広い概念であると考えるが、独

42) 星田は、本判決により分割の考え方が変わったと評価し、独自の機能の幅が拡大した結果として、残余利益の分割だけではなく基本的利益と残余利益の判断もより困難になると述べている。複雑な思考過程を許容したままにすることは、移転価格税制の運用上、残余利益分割法の適用機会を低下させる恐れがあるため、残余利益の分割につき、より簡便で明確な方法によることが望ましいことから、定式配分法の検討を提案している（星田賢吾「移転価格税制における残余利益分割法に対する定式配分法の適用について—東京高裁令和 4 年 3 月 10 日判決を素材に—」南山論集社会科学・ビジネス研究科編 50 巻（2024 年）131 頁参照）。

43) 駒宮は、「経済特区やタックスホリデー等の税の減免恩典は、投資先国における市場特性の 1 つであると考えられ、現地子会社設立時に親会社から無形資産の提供があったとしても、それによる税の減免恩典による増加利益を無形資産による超過収益とみなすことはできない」と述べており、税の減免恩典は、市場特性として、基本的利益で考慮すべきと指摘している（駒宮史博「判批」ジュリ 1488 号（2016 年）138 頁）。

自の機能の範囲が広ければ、あらゆるものが独自の機能に該当し、適正な基本的利益算定及び残余利益等分割が行われなくなってしまう⁴⁴⁾。更に独自の機能を一定の基準無しに判断することは、納税者の法的安定性及び予測可能性を損なうことに繋がるため、一定の基準を検討する必要がある⁴⁵⁾。

③残余利益等分割における分割指標については、分割要因となる独自の機能を特定した後、具体的な分割指標としてどのようなものを基準とするのかが問題である。措置法通達では、分割に用いる要因として無形資産を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産の開発のために支出した費用の額とされており、本件では、Xによる無形資産の研究開発費、Aによる特定部門の部門費及び超過減価償却費を用いて残余等利益等の分割が行われた。本件で分割指標となった数値はいずれも会計上の数値であるが、残余利益等の分割は本来残余利益等の発生に寄与した程度により行われるが、上記会計上の数値が残余利益等の発生に寄与したといえるのかどうか検討の余地がある⁴⁶⁾。更に、分割要因が複数ある場合に、分割要因のウェイト付けをどのように考えるべきかという論点も残っている。

④OECD 移転価格ガイドラインの法源性については、上記7で指摘したように、OECD 移転価格ガイドラインは、ソフトローではあるものの、我が国における法源にはなりえないと考えられるため、我が国移転価格税制とOECD 移転価格ガイドラインとの関係性は改めて検討する必要がある。

その他にも本件は裁判所の判断において所得金額を再計算したはじめての事例である点等、検討する余地があるものと考えられる⁴⁷⁾。本件は、上告されなかったため控訴審の判断で確定しているが、上記残余利益分割法に内在する法的問題点を顕在化させた。

44) 岡村は、「『独自の機能』は、比準や差異調整ができないような独自性として限定的に捉えるべき」と指摘している(岡村忠生「租税利益と移転価格税制(1)」税研185号(2016年)80頁)。

45) 青山は、本判決について、「両当事者が、現行法における残余利益分割法の解釈として、主張する超過収益配分のための厳格な2段階の法的アプローチに対し、判旨は、目的論的に経済合理性アプローチを加えた法令解釈を行い、弾力的な適用手順が適切と裁判所独自の解釈を示した点に本件判旨の特徴がみられる、と考える。すなわち、判旨は、まず、残余利益分割法の究極目的は、超過収益の最終的な帰属決定であると位置づけ、そのために、現実に発生する超過収益が第1段階と第2段階のいずれのステージで帰属決定されるべきかについて、現行法は両当事者が主張するような厳格な法規制を行っていない」と評価した(青山・前掲注5)34頁)。

46) 「重要な無形資産」は企業の財務諸表上は認識されないもので、実務上は、当該無形資産を形成した支出(費用)の額の積み上げから計算されることになるが、それは「利益の獲得に寄与したと思われる支出額の累計」に過ぎず、残余利益分割法における「重要な無形資産」とは、研究開発費や広告宣伝費等の「支出額」を入れる「器」として便宜的に用いられる概念に過ぎないのではないかという指摘もある(大野・前掲注5)61頁参照)。

47) 本判決は、納税者が示唆する代替案を裁判所が受け入れて、裁判所自体が移転価格調整金額の再調整を行ったため、移転価格課税において「裁判所による再調整」が行われた点で意義ある判決であるが、残余利益の分割方法について明確な基準がないのであれば、納税者としては様々な要素を主張でき、裁判所としては、事実と状況を総合的に勘案して、具体的事実に基づいた判断を行うことが求められることとなる(大野・前掲注5)62頁参照)。

おわりに

以上のように、本件では残余利益分割法に内在する法的問題点を顕在化させた事案である。上記問題点を検討する上では、我が国移転価格税制の法令等の検討はもちろん、OECDにおける議論や各国移転価格税制の検討、特にアメリカ移転価格税制の検討が必要であると考えらる。

我が国の移転価格税制はこれまで司法判断があまり行われておらず、移転価格税制の執行は国税庁発遣の通達や事務運営指針等の法令以外を根拠に行われていることが多い。一方で、租税法律主義との関係では通達等を根拠した解釈適用は望ましくなく、一定の基準の下で法解釈が行われるべきである。残余利益分割法は、他の独立企業間価格と比べて2段階で計算を行うことから、より明瞭な適用基準の基で適用されるべきであり、本稿にて指摘した残余利益分割法の法的問題点は今後の研究課題とする。

以上